

東京都文京区みどりの保護条例施行規則

一 樹林については、その面積が、五〇〇平方メートル以上のもの

の

〔昭和五十年四月一日 規則第四十三号〕

(標識の記載事項)

改正 昭和五五年四月一日 規則第一六号

(趣旨等)

第一条 この規則は、東京都文京区みどりの保護条例（昭和五十年三月文京区条例第五十三号。以下「条例」という。）の施行に際し、必要な事項を定めるものとする。

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(保護の指定等)

第三条 条例第九条の規定により、保護すべき樹木等（以下「保護樹木等」という。）であることの指定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、保護指定申請書（別記第一号様式）により区長に申請しなければならない。

第四条 区長は、前項による申請があつたときは、次の各号に掲げる基準によりその可否を決定し、保護指定することを決定したときは、保護指定通知書（別記第二号様式）により当該申請者に通知するものとする。

一 樹木についてては、地上一・五メートルの高さにおける幹の直径が、〇・五メートル以上のもの

第三条 区長は、条例第十条に規定する標識を設置するときは、次の各号に掲げる事項を記載し、見やすい場所に設置しなければならない。

- 一 指定された保護樹木等である旨の標示
- 二 樹種
- 三 指定年月日及び指定番号

第四条 所有者等氏名
五 その他必要な事項

(援助申請等)

第四条 保護樹木等の所有者等で、条例第十二条の規定により援助を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、保護樹木等援助申請書（別記第三号様式）により区長に申請しなければならない。

第五条 区長は、前項による申請があつたときは、その可否について審査し、援助することを決定したときは、保護樹木等援助決定通知書（別記第四号様式）により当該申請者に通知するものとする。

一 樹木についてては、地上一・五メートルの高さにおける幹の直径が、〇・五メートル以上のもの

二 区長は、前項による申請があつたときは、その可否について審査し、援助することを決定したときは、保護樹木等援助決定通知書（別記第四号様式）により当該申請者に通知するものとする。

三 前項の決定の基準は、保護樹木等の態様に従じ、区長が別に定める額の範囲内でこれを行うものとする。

(異動届出書)

第五条 所有者等は、条例第十三条の規定による届出をするときは、保護樹木等異動届出書（別記第五号様式）により行うものとする。

(指定解除の申請等)

第六条 条例第十四条第一項の規定により指定の解除を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、指定解除申請書（別記第六号様式）により区長に申請しなければならぬ。

2 区長は、前項による申請のあつたときは、その可否について審査し、指定の解除を決定したときは、指定解除通知書（別記第七号様式）により申請者に通知し、条例第十条の規定により設置した標識を撤去しなければならない。

(公共施設の緑化基準)

第七条 条例第十五条第一項に規定する公共施設の緑化基準は、別表第一に定めるところによる。

(民間施設の緑化基準等)

第八条 条例第十六条第一項に規定する民間施設の緑化基準は、別表第二に定めるところによる。

2 条例第十六条第二項に規定する助言等を行うため、区民及び事業者は、その面積が一百平方メートル以上の敷地に建築物を建築

しようとするときは、建築基準法第六条第一項の規定に基づく建築確認申請をする前に、緑化計画書（別記第八号様式）を区長に提出しなければならない。

3 前項の規定に基づき提出する緑化計画書は、別表第一に規定する緑化基準を満たしているものでなければならない。

(みどりの育成協定)

第九条 区長は、条例第十七条第一項の規定により、同項に規定する管理者等（以下「管理者等」という。）と、みどりの育成協定（以下「協定」という。）を締結しようとするときは、次の各号に掲げる基準によりこれをを行うものとする。

一 区民が散策又はいこいの場として利用でき、かつ、みどりの育成に適した広場又は用地であつて、公共用地以外のもの二 前号に掲げるもののほか、みどりの育成に適した場所で区長が必要と認めるもの

2 区長は、前項による協定を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した協定書を作成し、当該管理者等に交付しなければならない。

一 協定の趣旨
二 管理者等の行うべき事項

三 条例第十七条第三項に基づいて区長が行う必要な措置に係る事項

四 その他みどりの育成に關し必要な事項

(委任)

- 3 区長は、必要があると認めたときは、当該協定に係る箇所又は地域等に、協定の趣旨を記載した標識を設置するものとする。

- 4 区長は、協定を締結した管理者等に対して、条例第十七条第三項による措置を講じようとするときは、当該協定に係る箇所又は地域等のみどりの育成条件等を考慮し、区長が別に定める額の範囲内でこれを行うものとする。

(モデル地区の指定)

- 第十一条 区長は、条例第十八条第一項に規定するみどりのモデル地区は、町区域を一単位として指定するものとし、その名称及び基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 みどりの育成モデル地区 当該町区域内の樹木の被り割合（以下「緑被率」という。）が十四ペーセント未満で、みどりをふやし育てるることを主たる目的とするもの

- 二 みどりの保護モデル地区 当該町区域内の緑被率が十四ペーセント以上で、現存するみどりの保護を主たる目的とするもの区長は、必要があると認めたときは、前項によるみどりのモデル地区に指定の趣旨を記載した標識を設置するものとする。

- 3 区長は、条例第十八条第二項の規定により、当該モデル地区的住民の意見をきこうとするときは、日時及び場所を、その期日前十五日までに当該住民に周知しなければならない。

第十一條 この規則に定めるもののほか、規則の施行に關し必要な

事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和五五年四月一日 規則第一六号)

この規則は、昭和五十五年六月一日から施行する。

別表第一（第七条関係）

	道 路	施設の種類
	道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条に定める道路のうち、区が設置する道路。ただし、次に掲げるものは除く。	対象
一 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第一条第一項に定める都市公園のうち、区	一 道路管理者の許可を受けた道占有物のため、街路樹の植栽又は生育が著しく困難と認められるもの 二 その他区長が街路樹の植栽又は生育が著しく困難と認められるもの	一 幅員二・五メートル以上の歩道には、八メートル前後の間隔で街路樹を植栽するとともに、幅員九メートル程度の植樹帯を設ける。 二 幅員一・五メートル未満の歩道には、通行に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り植樹帯を設ける。
		一 幅員二・五メートル以上の歩道には、八メートル前後

	学 校	公 園 等
		が設置する公園
		二 東京都文京区立児童遊園条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十六号）により区が設置する児童遊園
一 公園は、その敷地面積（運動施設・池に供する部分を除く。）の五十パーセント以上を緑被面積とする。	一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）第一条に定める学校のうち、区が設置する学校	二 兒童遊園は、可能な限り植込地の設置及び植樹に努める。
	二 その他施設	一 敷地内に、可能な限り植込地の設置及び植樹に努める。 二 へいは、原則として生垣又は緑化へい／＼エンスと植樹帯を併設したものとし。以下同じ。）とする。
	二 その他施設	一 庁舎その他の施設の敷地面積に、一から建ぺい率（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十三条の規定により定められるその敷地に係る建築面積の敷地面積に対する

厅
舍
等

- 二 前項の植樹の基準は、四平方メートル当たり高木へ通常の成木の樹高が三メートルを超える樹木をいう。以下同じ。一本及び低木(高木以外の樹木をいう。以下同じ。)一本の割合を標準とする。ただし、緑化対象面積が四十平方メートル未満の場合には、敷地利用の状況等により、低木による植込とすることができる。
- 三 へいは、原則として生垣又は緑化へいとする。
- 四 施設の設置目的及び
- る割合をいう。以下同じ。)を控除して得た数値を乗じて得た面積の十分の二の面積を綠化対象面積とし、植樹する。

機能又は周囲の状況等により前各号の基準の適用が困難であると区長が認めた場合は、施設ごとに緑化計画を定め緑化する。

別表第二（第八条関係）

- 一 敷地面積が二百平方メートル未満のもの
可能な限り緑化に努めるものとする。
- 二 敷地面積が二百平方メートル以上のもの
 - I 敷地面積に一から建ぺい率を控除して得た数値を乗じて得た面積の十分の二の面積を緑化対象面積とし、植樹する。
 - II 前項の植樹の基準は、四平方メートル当たり高木一本及び低木一本の割合を標準とする。ただし、緑化対象面積が四十平方メートル未満の場合には、敷地利用の状況等により低木による植込とすることができる。
- 三 建ぺい率は一の敷地については、可能な限り空地を設け、綠化に努めるものとする。
- 四 へいは、原則として生垣又は緑化べいとする。